資料５

事務局説明資料②
（デジタル化等の社会情勢の変化に伴う規制見直し及びその他の論点について）

2026年11月９日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

これまでのWGにおけるご意見（要約）

● 第２回の論点に係る意見

総論

「プロ」とされる借り手の範囲についてコミットメントライン法に規定する借り手を参考に用いること、「プロ向け」の貸付けについて資金需要者保護を念頭に置いた各種参入規制や行為規制を柔構造化すること、「プロ向け」の貸付けを行う貸金業者は国が監督すること、銀行等と同様に貸金業者が大企業等から取得するコミットメントフィーはみなし利息の例外とすること、ノンバンク社債法の登録要件等を緩和すること、貸金業を主要な事業とする一定の貸金業者に対して営業貸付金や不良債権の情報を含む開示を求めることに賛成。

「プロ」とされる借り手の範囲について

- 貸金業法とコミットメントライン法の法目的が必ずしも一致しないところ、「プロ」とされる借り手の範囲が同法に規定されるもので十分かどうか、例えば、ファンドや小規模な信託会社、実質的な経営基盤・交渉能力を持つスタートアップやベンチャー企業、LBO等のストラクチャードファイナンスで借り手となるSPCについて、対象に加え得るかどうか、借り手が十分な交渉能力を有するか、加えることで成長資金の供給に資するか等の観点に沿って、検討すべき。
- ファンドについて、GPが株式会社、合同会社又は日本に拠点を有する外国会社である者の場合は、「プロ」とされる借り手に含めても良いのではないか。その際、組合型ファンドでは有限責任しか負わない各投資家まで借り手の要件を満たす必要は無い点を明確にすべき。
- ベンチャー企業を「プロ」とされる借り手に含める場合、企業規模については中小企業や、場合によってはアントレプレナーによる個人企業まで対象になり得るが、消費者向け貸付け等との線引きについては、議論を経て明確に規定する必要。
- ベンチャー企業については、金商法の特定投資家制度のように、ベンチャー企業が自ら申し出てプロとして扱われる仕組みとした上で、いわゆる商工ローン問題に関する懸念には、取立て行為規制といった必要な規制を維持することで対応することが考えられないか。
- 「プロ」とされる借り手が株式会社である貸金業者や資産流動化・証券化ビークルである場合、その先に最終資金需要者がいることから、投資詐欺・マネーロンダリング防止の観点からも、借り手の範囲を適切に限定する必要。
- 貸付契約の締結、回収、取立て、交渉等で貸し手が借り手に直接接触せず、規制を受けるプロが媒介等を行い必要な規制を遵守する場合には、貸し手自身に適用される規制に限定して、対象となる借り手の範囲をさらに広げる二段階の柔構造化も考えられるのではないか。
- 「プロ」とされる借り手の範囲の検討にあたっては、対象が法人全般に広がらないか、既存の属性だけで借り手のプロ性を判断できるか等について、過度に厳格化して制度目的を損なわないようにしつつ、貸し手・借り手双方のモラルハザードを招かないよう曖昧さを残さない検討が必要。
- 国内に営業拠点を持たない外国金融機関等のシローン参加の参入要件緩和における借り手の範囲も「プロ」とされる借り手と同じ基準にすべき。

「プロ向け」の貸付けに係る各種規制の緩和について

- 貸金業者が事業会社の場合とファンドの場合とでは障害となる行為規制に差があるように見えるため、規制を過度に複雑化しないことに留意しつつも、それぞれに合理的な規制を設計することも考えられるのではないか。
- 各種規制の適用除外は貸金業法の目的からしても合理的だが、参入規制は項目ごとの精査が必要ではないか。
- 同一機能・同一リスクには同一規制という観点から、「プロ向け」以外の貸付けも行う業者によるプロ向けの貸付けに係る行為規制を緩和すべき。
- 登録更新制の緩和は、定期的に業者の実態・適格性を確認し休眠業者の登録悪用を防ぐ意義もあるところ、現在の変更届・定期報告で十分に対応できるかどうかを踏まえて、更新期間延長や手続簡素化等による負担軽減と監督実効性の両立を念頭に検討すべき。
- 個々の事業者や市場全体のリスクを把握できる規制とするため、役職員の経験年数や社内規則等の体制整備は、与信審査・リスク管理の体制整備に置き換えることが考えられる。

これまでのWGにおけるご意見（要約）

貸金業者のコミットメントフィーについて

- みなし利息規制は金利規制の潜脱防止と経済秩序維持の上で重要であるところ、緩和による弊害に対してきちんと手当てをしておく意味で、利用可能な貸金業者の範囲の限定や適切な体制整備等の弊害防止措置を適切に確保すべき。

ノンバンク社債法について

- ノンバンク社債法の目的は社債権者等の保護であるが、会社法や担信法等のいわゆる社債法や、金融商品取引法や日証協の自主規制で社債権者保護が図られ、適宜見直しもされてきているところ、貸金業法による規制適用や業界の洗練化も踏まえると、社債権者保護は一般法に委ねることが考えられる。この点、社債への利息制限法第１条の適用を原則否定した最高裁判決においては、社債契約と金銭消費貸借契約の相違、会社法・金商法の規制適用、円滑な資金調達手段としての社債制度の趣旨を論拠としており、考え方の方向性を同じくすると思われる。
- 出資法旧第２条第３項はノンバンク社債法の制定とともに廃止されたが、貸金業者の社債による資金調達がもはや銀行の排他的業務との関係で支障無くなったと考える方向からは、社債権者保護や悪質業者排除の状況を重視し、ノンバンク社債法の見直しに賛成。
- ノンバンクに関する懇談会報告書において、不特定多数から社債で資金を調達して融資する金融仲介機能が銀行に類似することから、登録要件等を求めている趣旨もあるところ、登録要件の緩和は適切な金融仲介機能を実現する体制を確保し得る者に限定すべき。
- 貸金業者の信用リスクは貸付けの健全性に大きく左右されるため、社債への投資判断の難易度は高いところ、自己募集には金商法上の勧誘規制等が適用されず、責任限定特約付き社債等では欠缺が重大となり得ることから、取得勧誘を金商業者に委託させる等の枠組みを検討すべき。
- 金商法上の開示における少額免除の範囲拡大も踏まえ、私募債等にこそノンバンク社債法による適切な規律が必要。
- 金融商品を装って多額の資金を集めるような詐欺的な資金調達等が容易にならないかや、一般国民が貸金業者の発行する社債の商品性を誤解するリスクが増えないかについて確認は必要であり、金融教育にも目配りすべき。

貸金業者の監督について

- 規制を柔構造化するにあたって、国際的にノンバンク規制の在り方が問題となっているところ、シャドーバンキングのリスクや貸付け資産のリテール商品への転嫁にも留意し、貸金業者の財務状況について貸付けのみでなく資金調達の状況も定量的に把握し、貸付市場の透明性と金融システムの安定性を確保する監督体制を整備すべき。

その他

- 諸外国におけるノンバンクによる法人向け貸付けの規制が緩く見えても、主要プレーヤーが銀行子会社であったり、融資審査の状況や事業の持続可能性、人的要件等について厳密な行政監督を裁量的に受けていることがあるところ、規制の軽重を単純国際比較するのではなく、日本市場の実態も踏まえ、透明性を維持しつつより柔軟な規制を目指す観点で全体の制度設計を検討すべき。
- 利息制限法及び出資法に基づく一般の利息規制やみなし利息規制も借り手の属性に応じた柔構造化を今後の課題として認識すべき。
- 今回の規制緩和が資金調達多様化につながらない事態を避けるため、借り手の資金調達能力や貸し手の貸付け審査能力が実務上ボトルネックにならないか検討が必要。新たな貸し手の破綻等が市場に悪影響が及ばないようにする観点からも貸金業者の審査能力は重要。
- 全体として、資金供給者や債権譲渡が多様化すると、経営悪化時の事業再生等の調整が難しくなる可能性があるところ、影響について検討すべき。
- 規制緩和後に、企業への成長資金供給や成長投資に関する政策効果を事後検証すべき。
- 企業が成長段階や投資内容に応じて、銀行融資、プライベートクレジット、プライベートエクイティ、上場市場等から最適な資金調達手段を選べるような、企業の成長資金を持続的に支える金融エコシステムの中期的なグランドデザインについて、将来的に議論すべき。

これまでのWGにおけるご意見（要約）

● 第３回の論点に係る意見（第１回でいただいたご意見再掲）

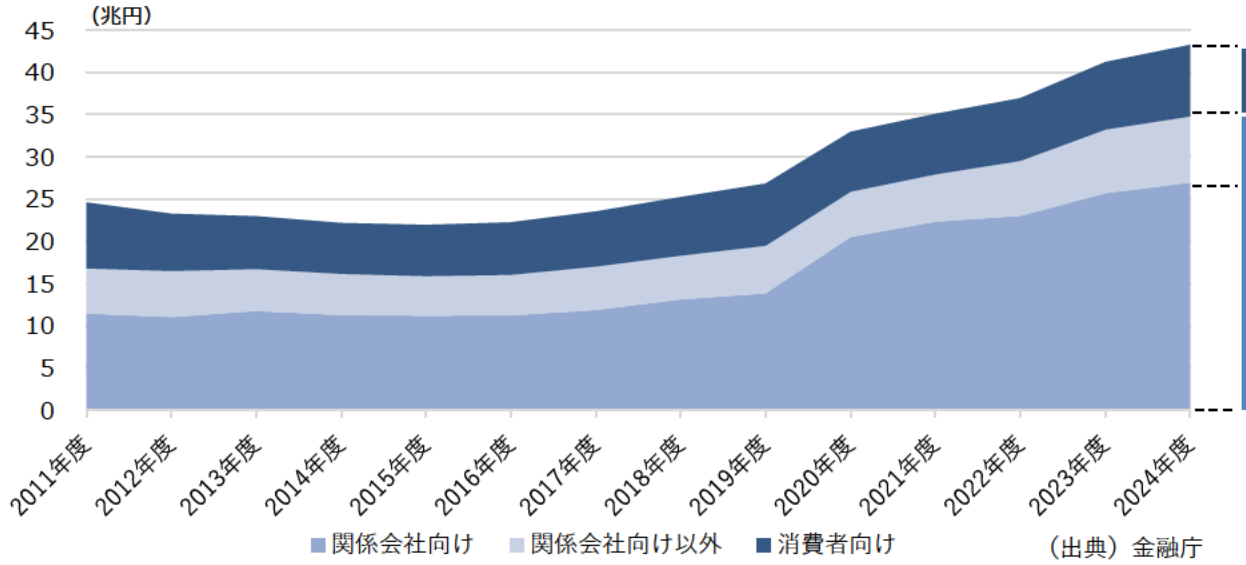
書面交付や物理的な掲示を前提とした規制のデジタル化について

- 前回の2006年貸金業法改正時点から、多重債務の状況や貸金業者の法令順守の状況は改善している。この成果やデジタル化等の環境変化も踏まえ点検していく必要。
- 現在、会社法においても株主総会資料の書面交付請求権に係るデジタル化の議論がなされているところ、前向きに検討すべき。WEB完結型契約に関する消費者ニーズも含め、消費者政策一般との整合性も考慮して検討していく必要。
- 少数の利用者の保護にも目を配りつつ全体最適に向けて検討していく必要。紙の書面が多重債務に追われる消費者が借入れを見つめなおす機会となっているところ、高齢者による借入れも想定し、消費者保護の観点で慎重な検討が必要ではないか。

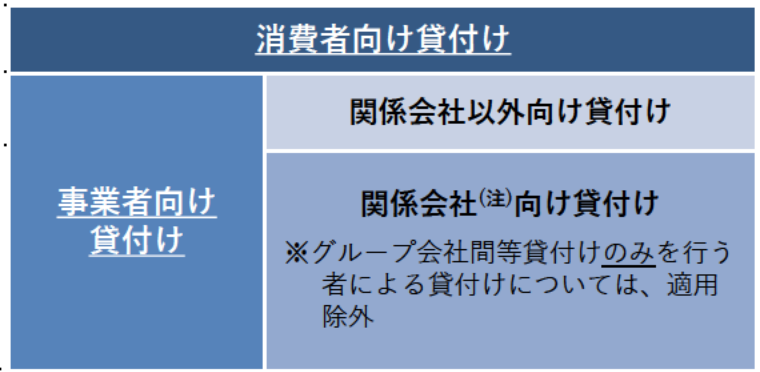
貸金業者による貸付けの現状について

■ 貸金業者による**貸付残高**は、2025年３月末で**43兆円超**となっており、**内消費者向けが約8.5兆円、事業者向けが約34兆円。関係会社向け貸付けは約27兆円**であり、**事業者向け貸付けの内約８割**を占めている。

貸金業者の貸付残高推移



（出典）金融庁



（注）「関係会社」は、業務報告書提出業者の関係会社（当該会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等。）及び提出業者の親会社の関係会社。

■ インターネットの個人利用率は85.7%、世帯のスマホ保有率は91.8%（2025年）と**我が国社会のDX化が進行。**

■ 現行の貸金業法では、借り手によらず契約締結前・締結時に原則として（※）書面を交付する義務があるほか、営業所ごとに貸付条件等を掲示する義務があるところ、**消費者金融大手４社のweb完結型契約の割合は96%に達しており、その100%において電磁的方法による情報提供**がなされている。

（※）債務者等の同意を得れば電磁的方法による情報提供が可能。

我が国社会のDX化

インターネットの個人利用率	世帯のスマホ保有率
85.7%	91.8%

（出典）総務省「通信利用動向調査」（2025年８月末時点）

消費者金融のDX化

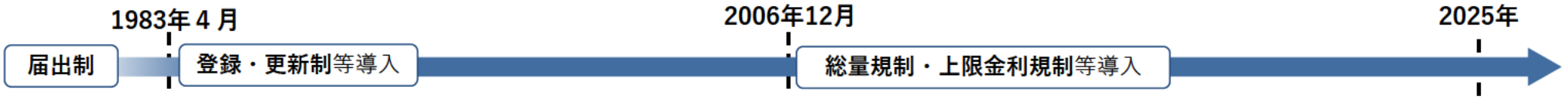
消費者向け貸付けに占めるweb完結型契約の割合	web完結型の貸付けにおける電磁的方法による提供の割合
96.4%	100%

※日本貸金業協会が消費者金融大手４社に聞き取り（2026年３月実施）

貸金業者数の変遷及び地域別の状況

- 貸金業登録については、貸金業法第３条により**登録から３年毎の更新**が求められている。更新制は、1983年の「貸金業の規制等に関する法律」制定により、**業者の乱立による返済能力を超えた貸し込みを防止するために導入。**
- 上記登録・更新制の導入や、2006年成立の改正貸金業法による総量規制、上限金利等の導入により、**貸金業者数は大幅に減少し、行政処分件数も数件程度で推移**している。
- 2006年成立の改正貸金業法において、認可法人としての**貸金業協会制度が創設**され、金融庁が認可する業務規程において自主規制ルールを制定することとされた。協会は、**支部の47都道府県への設置、支部に所属する協会員に対する指導、連絡及び監督、財務局長又は都道府県知事の事務への協力（登録申請や届出等）**が求められている。
- 地域別にみると、貸金業者数が数者程度の都道府県も存在。

貸金業者数の変遷



成立前（1981年12月）
約20万者

減少

成立前（2006年３月）
約１万４千者

減少

現在
約１千５百者

「…貸金業者※は…昭和56年（1981年）の12月末に法人、個人合わせて197,658…」（第96回国会 衆議院 大蔵委員会）

※旧出資法に基づく届出件数

貸金業者数：14,236（2006年３月時点）
行政処分数：1,596件（2005年度）

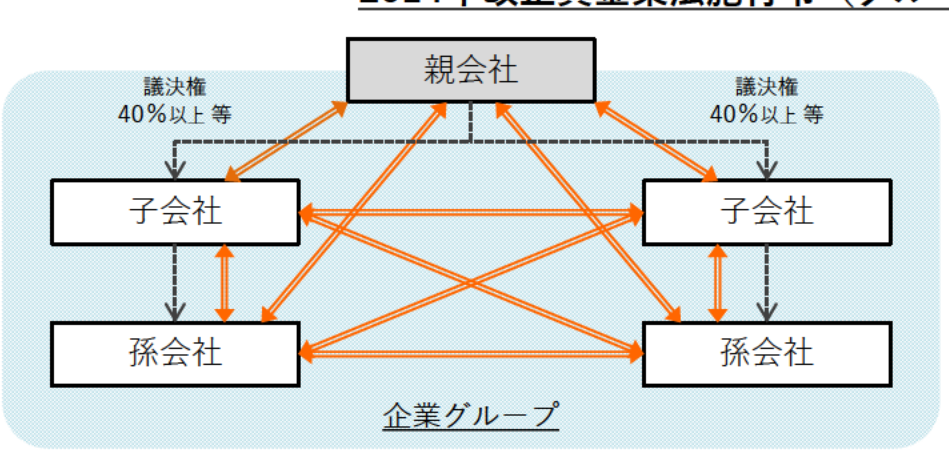
貸金業者数：1,471（2025年９月時点）
行政処分数：4件（2024年度）

（出典）金融庁

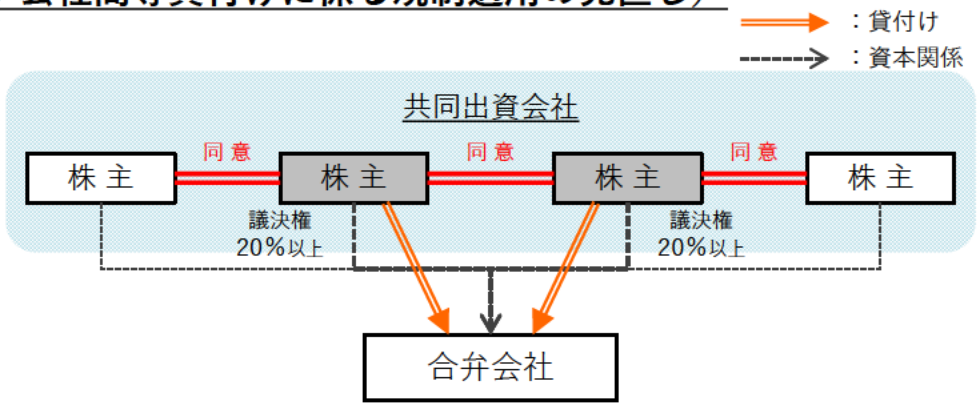
貸金業者によるグループ会社間等貸付けについて

- 親子・兄弟会社等で構成され、経済的一体性が認められるグループ会社間等貸付けは、同一企業体の中の資金融通として行われるものであり、資金需要者保護の観点からは支障が生じないと考えられる。
- そのため、従前よりグループ会社間等貸付けについては、貸金業法上の「業として行う」貸付けに該当せず、業登録を不要とする旨をノーアクションレター等により示してきた。
- 一方で、法令上も適用除外であることを明確化するため、2014年施行の改正貸金業法施行令において、**グループ会社間等貸付けのみを業として行う者は業登録が不要**であることを明記。他方で、**グループ会社間等貸付け以外の貸付けも行う者は業登録が必要**であり、**そうした者が行うグループ会社間等貸付けは、各種行為規制が適用**されている。

2014年改正貸金業法施行令（グループ会社間等貸付けに係る規制適用の見直し）



親会社と実質支配力基準に基づく子会社で構成される企業グループに属する会社等の間での貸付け**のみ**行う場合、貸金業規制の適用除外。



合弁事業における株主（共同出資者）から合弁会社への貸付け**のみ**を行う場合、①全ての株主の同意に基づくものであること、②貸付けを行う会社が合弁会社の議決権の20%以上を保有していることが充たされていれば、貸金業規制の適用除外。

（参考）主要産業（注1）の子会社（注2）を保有する企業数、保有比率（注3）（経済産業省　企業活動基本調査（2025年））

	企業数	子会社を保有する企業数			保有比率				
		2022年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度	2024年度	前年度差（%ポイント）	
								2023年度	2024年度
合　　計	32,003	13,758	13,524	13,577	43.7	42.0	42.4	▲ 1.7	0.4

（注１）「主要産業」は、製造業、卸売業、小売業を指す。
（注２）左表における「子会社」は、子会社と関連会社を指す。
（注３）調査対象は、事業所を持つ該当業種企業のうち、従業者50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業の全数。

貸金業法上の「役員」の定義の見直しについて

- 貸金業法上、貸金業者の「役員」の定義（法第４条第１項第２号）に**監査役**の規定が無く、**通達により「役員」に監査役を含むとの解釈**を示してきた。
- 2010年に、監査役が欠格要件に該当したとして、**大阪府が貸金業者の登録取消処分等を実施**。不服とする当該貸金業者との間で適法性が争われたところ、2014年の最高裁判決において、**登録要件における「役員」に監査役は含まれない**として大阪府は敗訴。

最高二小判平成26年７月18日民集68巻６号575頁

「本件は、貸金業法３条所定の登録（以下「貸金業登録」という。）を受けた貸金業者である被上告人が，大阪府知事に対し貸金業登録の更新の申請をしたところ，大阪府知事から，被上告人の監査役が執行猶予付き禁錮刑の判決を受けており，被上告人は法人の役員に同法６条１項４号に該当する者のあることを貸金業登録の拒否事由及び取消事由とする旨を定める同項９号及び同法２４条の６の５第１項１号に該当するとして，上記申請を拒否する旨の処分（以下「本件拒否処分」という。）及び貸金業登録を取り消す旨の処分（以下「本件取消処分」という。）を受けたため，監査役は同法６条１項９号の役員に含まれず，被上告人は同号及び同法２４条の６の５第１項１号のいずれにも該当しないなどと主張して，本件拒否処分及び本件取消処分の取消し等を求める事案である。…

（中略）

…本件定義規定により定義されている貸金業法６条１項９号の「役員」に監査役は含まれないものと解するのが相当である。…」

■　貸金業法（抄）

（登録の申請）

第４条　前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一　（略）

二　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節、第二十四条の六の六第一項第一号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号において同じ。）である場合においては、その**役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者**をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。第二十四条の六の四第二項及び次章から第三章の三までを除き、以下同じ。）の氏名、商号又は名称及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三～九　（略）

２　（略）

ご議論いただきたい事項

■　現行制度では、債務者への情報提供について、書面交付を原則としつつ、債務者の承諾を得た場合には電磁的方法による情報提供が可能となっている。

　こうした規制のもと、大手貸金業者を利用し、マイページやアプリ等の電磁的方法により、債務の状況について迅速かつ一覧性のある情報提供を享受し、積極的に債務管理する債務者が存在する一方で、多重債務処理の現場では、取引の都度目の前に示される紙の書面によって過大な債務を認識し、相談に至る債務者も一定存在する。

　このような実態を踏まえ、現行規制についてどのように考えるか。

■　貸金業法第14条により、貸付けの利率、返済方式等について、営業所等に物理的に掲示するとともに、ホームページでも掲示しなければならないこととなっているが、DX化の進展も踏まえ、業務実態に即し、営業所等での掲示又はホームページでの掲示のいずれかを選択できるようにすることについてどのように考えるか。

■　登録更新制は、長年健全な経営を進めてきた貸金業者にも悉皆で適用され負担が発生するところ、貸金業者数や行政処分件数が大幅に減少している中で、例えば直前の登録期間に業務改善命令等の処分を受けていない貸金業者に限っては５年毎の更新とすることについてどのように考えるか。また、貸金業務取扱主任者についても、同様の取扱いとすることについてどのように考えるか。

ご議論いただきたい事項

■　貸金業協会による協会員のマネジメントについて、貸金業者数が大幅に減少する中で、デジタル手段（オンライン会議、メール）を活用した協会から会員への指導・連絡も定着しており、また、金融庁での登録申請・届出のオンラインシステム化や都道府県での電子メールの活用により、支部を物理的に47都道府県に設置する合理性が乏しくなっている。

こうした状況を踏まえ、協会の支部が、協会員のマネジメント、行政支援の役割を維持しつつ、金融コンソーシアムでの金融経済教育・消費者啓発活動の推進を更に進めていくため、例えば国の承認制の下、貸金業協会支部の合理化を図ることについてどのように考えるか。

■　親子・兄弟会社等で構成され、経済的一体性が認められるグループ会社間等の貸付けのみを行う者は、資金需要者保護の観点から支障が生じないと考えられ、貸金業法の適用除外となっている。

一方で、企業グループ内等で一元的に資金融通等を行う資金管理システム（CMS：Cash Management System）の進展により、グループ外への貸付け等を事業として行いつつ、グループ会社間等貸付けも兼業する貸金業者が存在するが、それらは貸金業法の適用対象となっている。

リスクに応じた均衡のとれた規制を課す観点から、グループ会社間等貸付けに加えてグループ外への貸付けを兼業する者が行うグループ会社間等貸付けについて、貸金業法の適用除外とすることをどう考えるか。

ご議論いただきたい事項

■　貸金業法における貸金業者の「役員」の定義規定について、役員として規定すべき者を過不足なく規定し、貸金業者の適正性を確保するため、監査役等を加えることについて、どのように考えるか。